

# 時事解説

31年度改正前に確認！

## 個人事業者が事業承継を行う際の留意点

野村幸広 税理士・中小企業診断士

はじめに

平成30年度税制改正で、10年間の特例措置として、事業承継税制の特例が創設された。

従来の一般措置と比べて圧倒的に有利な内容となっている。殊に、納税猶予の対象株数が100%となり、かつその相続時の納税猶予割合が100%となったことや、雇用確保要件が弾力化（実質撤廃）されたことで、これまで「使えない」とされてきた事業承継税制に対する評価が一転し、「使える」税制として注目を集めることとなった。

さて、ここで「事業承継とは何か」を今一度考えてみたい。平成28年12月に中小企業庁によって策定された「事業承継ガイドライン」によると、事業承継とは、「文字通り「事業」そのものを「承継」する取組」である。そしてその構成要素は、大きく分けて「人（経営）」、「資産」、「知的財産」の3要素だとされている。

「人（経営）の承継」とは、後継者への経営権の承継のことである。会社の場合は代表者の交代であり、個人事業主では現経営者の廃業と後継者の開業となる。

「資産の承継」とは、事業用資産（負債を含む）の承継のことである。会社の場合は、株式の承継を通じて事業用資産の承継が行われる。個人事業主では、個々の資産・負債を現経営者から後継者へ承継することとなる。

「知的資産の承継」とは、例えば、「人材、技術」

や「特許・ブランド」、「顧客とのネットワーク」など、いわゆるソフトな経営資源の承継のことである。個人事業主の場合、事業承継前後で法人格が維持されるわけではないため、後継者が許認可を取得し直したり、取引先との契約関係を引き継いだりする必要がある。

こうしてみると、今注目を集めている事業承継税制は、直接的には事業承継の中でも資産の承継、その中でも株式の承継に関する税制上の一支援策であることがわかる（むろん、制度全体としては、特例承継計画の立案等を通じての「人（経営）の承継」も支援している）。

事業承継というと「資産の承継」たる株式会社における「株式の承継」と、「代表者の交代」にのみ目が行きがちである。しかし、個人事業者の事業承継は、関連する税務を追っていくともう少し複雑である。

そこで本稿では、法人に比して注目されにくい個人事業者の事業承継について、税理士の視点から気づいた点を述べてみたい。

### ① 改正が検討されている個人事業者の事業承継の論点整理

個人事業者の事業承継に対する税制上の支援策は、ここ数年、毎年与党税制改正大綱（以下、「大綱」という）の検討事項に掲げられている。まずは、平成30年度大綱の検討事項からみてみよう。

## 1 大綱における検討事項の書きぶりの変遷

平成30年度大綱の検討事項には、次のように掲げられている。

「個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援し代替わりを促進するための枠組みが必要であること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。」

ところで、個人事業者の事業承継に係る税制上の措置に関する記載は、平成30年度大綱が初めてではない。初出は、平成27年度大綱である。

平成27年度大綱では、平成30年度と「事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、」という部分までは全く同じ文章だが、その後が異なる。

平成27年度大綱のその後の部分は、次のとおりである。

「法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。」

平成30年度大綱での書きぶりと比較すると、個人事業者の事業承継に対してあまり前向きでない印象を受ける。平成28年度大綱より、この部分が平成30年度大綱と同一の文章となった。

この時に少し前向きな検討姿勢に変わったのかもしれない。

## 2 経済産業省の要望

各省庁からは毎年、財務省に次年度税制改正の要望が提出される。

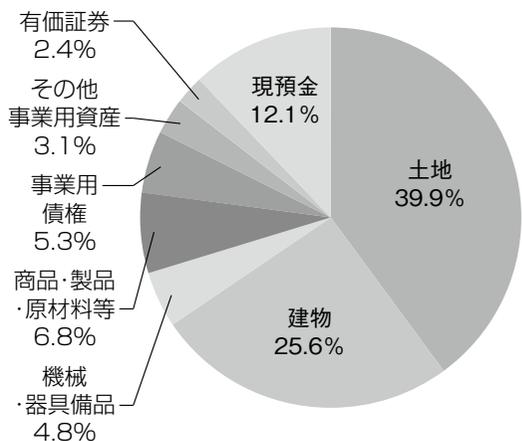
平成27年度より、経済産業省は毎年「個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設」を要望してきた。これを受けて、平成27年度以降の大綱で個人事業者の事業承継が検討事項に掲げられるようになった。

その要望は、「個人事業者について、先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。」という内容である。

「事業用資産」とは何とも捉えどころのない表現だが、「平成31年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」によると、事業用資産に占める土地の価額の割合は約4割（39.9%）にすぎない（図表1参照）。

確かに、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を念頭に置いて、大綱には、「事業用の宅地について特例措置があり、既に

【図表1】純資産4,800万円\*超の個人事業者が所有する事業用資産の構成



\*4,800万円：相続人が配偶者と子ども2人の場合の相続税の基礎控除額  
(出所) 経済産業省「平成31年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」一部修正

相続税負担の大幅な軽減が図られている」と書かれている。しかし、残り約6割の事業用資産（建物、機械・器具備品、商品・製品・原材料等、事業用債権、有価証券、現預金、その他事業用資産）については何らの特例措置もない。

したがって、事業承継の円滑化のためにはこれらの資産の承継に伴う相続税負担の軽減が必要というのが経済産業省の要望ということになるだろう。

### 3 想定される適用件数

会計検査院によると、平成27年分の小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用件数は61,811件で、このうち特定事業用宅地等の適用件数は3,067件であった。

経済産業省の平成31年度税制改正要望によると、法人の事業承継を対象とした事業承継税制の適用の前提となる経済産業大臣の認定件数は、平成30年3月31日現在で2,312件である。

なお、事業承継税制については、平成31年度税制改正に向けて「認定申請時・各種報告時の手続きを見直すこと等により、制度の更なる活用促進を図る。」との要望がなされている。この要望における事業承継税制の適用見込み件数は、年間約2,000件である。

「個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置」が創設された場合には、前掲の特定事業用宅地等の適用件数を踏まえると、どう少なく見積っても年間3,000件の適用は見込まれるだろう。

ちなみに、経済産業省は、2025年には、70歳以上となる法人経営者は93万人、個人事業者は152万人と推計している。

事業用資産に占める土地以外の資産の価額の割合が土地の価額の割合よりも大きいことや、事業承継適齢期となる個人事業者の数が法人経営者の数よりも多いことを考えると、年間3,000件をはるかに超える適用件数も考えられる。

確かに1件当たりの税負担軽減額という観点からは、法人を対象とした事業承継税制には大きなインパクトがあるだろう。しかし、以上のような適用件数の推計が間違っていないとするなら、個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置のほうが、広く事業承継に資するといえるのではないだろうか。

## ② 個人事業者が事業承継を行う際の留意点

①で述べた個人事業者の事業承継に係る税制上の措置の検討は、冒頭で触れた事業承継の3要素のうち、主に「資産の承継」に関するものである。

「人（経営）の承継」を考えた場合、個人事業者の事業承継は、「現経営者の廃業・後継者の開業」となる。

会社形態であれば、代表取締役の交代のみで済むところ、個人事業者の事業承継の場合は、事業主そのものが交代してしまう。

そこで以下、現行税制の下での個人事業者の事業承継について、「人（経営）の承継」に焦点を当てて、税務上考えられる手続や留意点を列挙してみたい。

### 1 現経営者の廃業に伴う税務手続

#### (1) 所得税

##### ① 個人事業の廃業届出書

現経営者の事業の廃止の日から1月以内に税務署に提出する（所法229）。

##### ② 所得税の青色申告の取りやめ届出書

青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日までに税務署に提出する（所法151）。

ただし、事業を廃止したとしても引き続き不動産所得が生じるような場合で青色申告を継続したいときは、提出する必要はない。

##### ③ 準確定申告

事業を行っていた現経営者が年途中で死亡

した場合には、その年分の所得税について、その相続人は、相続の開始があったことを知った日（通常死亡の日。以下同じ）から4か月以内に、死亡した現経営者の所得について確定申告をしなければならない（所法125）。

また、前年まで事業を行っていた現経営者が、当年1月1日から3月15日までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合には、その前年分の所得税について、その相続人は、相続の開始があったことを知った日から4か月以内に、死亡した現経営者の所得について確定申告をしなければならない（所法124）。

これらの確定申告を準確定申告という。

なお、準確定申告書は、相続人が複数いる場合には、相続人の連名により、死亡した現経営者の死亡当時の納税地を所轄する税務署に提出する（所令263、タックスアンサー No.2022 納税者が死亡したときの確定申告（準確定申告））。

## (2) 消費税

### ○ 事業廃止届出書

課税事業者である現経営者が事業を廃止した場合には、事業廃止の後すみやかに税務署に提出する。

なお、事業廃止により、「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」に、事業廃止の旨を記載して提出した場合には、「事業廃止届出書」を提出する必要はない（消法57①三、消規26①四）。

## 2 後継者の開業に伴う税務手続等

### (1) 所得税

#### ① 個人事業の開業届出書

事業を開始した日から1月以内に税務署に提出する（所法229）。

#### ② 所得税の青色申告承認申請書

青色申告を希望する場合には、原則として事業を開始した日から2月以内（1月15日までに事業を開始した場合には、3月15日まで）に納税地を所轄する税務署に提出する（所法144）。

ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人である現経営者の事業を相続により承継した場合には、後継者は、相続の開始があったことを知った日の時期に応じて、それぞれ次の期間内に提出すればよい（所基通144-1）。

<死亡の日と提出期限>

その年の 1月1日から8月31日まで	死亡の日から 4月以内
その年の 9月1日から10月31日まで	その年の 12月31日まで
その年の 11月1日から12月31日まで	その年の翌年 2月15日まで

#### ③ 所得税の減価償却資産の償却方法の届出書

所得税の減価償却資産の償却方法の届出書は、法定償却方法以外の償却方法を選定する場合に、事業を開始した年の翌年3月15日までに税務署に提出する（所令123）。

相続により事業用資産を引き継いだとしても、被相続人である現経営者が選定していた償却方法までは引き継がれないので注意する。

#### ④ 承継した減価償却資産の取得価額・取得時期

贈与、相続若しくは遺贈又は著しく低い価額の対価で譲り受けた資産については、贈与者・被相続人等から取得価額、耐用年数、経過年数及び未償却残高を引き継ぐ（所基通60-1、質疑応答事例 相続により取得した減価償却資産の耐用年数）。

#### ⑤ 現経営者が引退後、現経営者が所有している

事業用資産を後継者が借りて事業を行う場合 現経営者と後継者が同一生計の場合、事業主となる後継者が引退した現経営者に対して事業用資産の賃借料を支払ったとしても、後継者の必要経費とは認められない。一方で、現経営者が支払ったその事業用資産に係る経費（固定資産税、減価償却費、保険料等）は、後継者の必

要経費とされる。現経営者が受け取った賃借料は、現経営者の所得計算上、なかったものとされる（所法56）。

後継者が無償で事業用資産を使用している場合であっても、使用させている現経営者が支払ったその事業用資産に係る経費は、後継者の必要経費に算入することができる（所基通56-1）。

なお、引退した現経営者と引き継いだ後継者が別生計の場合は、以上のような取扱いはない。

### ⑥ 従業員の退職金

引退した現経営者の代から引き続き勤務していた従業員に対して、その従業員の退職にあたり、引き継いだ後継者が支給した退職金については、次のように取り扱われるものと考えられる。

- ・ 支給した退職金は、全額後継者の事業所得の必要経費に算入される（所法37）。
- ・ 従業員の退職所得の計算の基礎となる勤続年数は、退職給与規程等に引退した現経営者時代からの期間を含めた勤続期間を基礎として退職金を計算する旨が定められていて、それに従って計算した退職金を支払うのであれば、現経営者時代の勤続期間を含めて勤続年数を計算することができる（所基通30-10）。

### ⑦ その他

②と同様に、計算方法や納税時期などを納税者が選択できる届出や申請として、「所得税の棚卸資産の評価方法の届出書」、「源泉所得税の納期の特例に関する申請書」、「青色事業専従者給与に関する届出書」などがある。

## (2) 消費税

引き継いだ後継者の納税義務の判定には注意を要する。

現経営者が事業から引退し、後継者がその事業を承継するような場合には、通常の個人の新規開業と同様に考える。

開業年は必ず免税事業者となる。

2年目は、特定期間（前年の1月から6月）の課税売上高又は給与等支払額が1,000万円以下であれば免税事業者となる。

3年目以降は、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円以下かつ特定期間の課税売上高又は給与等支払額が1,000万円以下であれば免税事業者となる（タックスアンサー No.6501 納税義務の免除）。

一方、相続により被相続人の事業を承継した場合には、開業年であっても課税事業者となる可能性がある。というのは、消費税の納税義務の判定の大原則は、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円以下の場合に免税事業者になるというものだが、相続による事業承継の場合は特例が設けられているからである。

具体的には、開業年についてはその2年前の現経営者の課税売上高が1,000万円以下か否かで免税事業者となるか否かを判定し、2年目・3年目についてはそれぞれの年の基準期間における現経営者と後継者の課税売上高の合計額が1,000万円以下か否かで判定することとなる（消法10、消基通1-5-4）。

以上をまとめると、**図表2**のようになる。

**【図表2】 所得税・消費税の税務手続における留意点**

所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青色申告の承認申請書</li> <li>・ 減価償却資産の償却方法の届出書</li> <li>・ 棚卸資産の評価方法の届出書</li> <li>・ 源泉所得税の納期の特例に関する申請書</li> </ul> など
消費税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税事業者選択届出書</li> <li>・ 簡易課税制度選択届出書</li> <li>・ 課税期間特例選択届出書 など</li> </ul>

### ③ 具体例

②でみた税務手続のうち、うっかりしがちな具体例を挙げてみる。

相続による事業承継の場合  
→ 後継者の消費税の納税義務の判定に注意！  
各種届出書・申請書の効力  
→ 効力は後継者に引き継がれないので注意！

以上の2点に留意しながら、読み進めてほしい。

#### 1 簡易課税制度の適用

不動産仲介業を営むAが他界し、息子のBがその事業を承継したとする。Bの消費税の納税義務の判定は②2(2)でみたとおり、被相続人の過去の課税売上高が関係してくる。

しかし、Bの簡易課税制度の選択に被相続人の基準期間の課税売上高は影響を及ぼさない。したがって、Bは開業後2年間については、たとえ課税事業者になったとしても、Aの過去の課税売上高にかかわらず、簡易課税制度の選択が可能である。

むろん、Aの簡易課税制度選択届出書の効力はBには及ばない。Aが簡易課税制度を選択していたとしても、Bが簡易課税制度の選択をしようとする場合には、新たに簡易課税制度選択届出書を提出しなければならないので注意が必要である（消基通13-1-3の2）。

#### 2 減価償却方法の届出

Cは工場を営んでいた。昨年新たな機械装置を導入したが急死した。工場は息子のDが引き継いだ。Cは機械装置を定率法で償却していた。

Dが定率法で機械装置を償却するためには、改めて減価償却資産の償却方法の届出書を引き継いだ年分の確定申告書の提出期限までに提出しなければならない。

なぜなら、所得税法における機械装置の法定償却方法（届出により選定しなかった場合に適用される償却方法）は定額法だからである。

#### 3 青色事業専従者給与の届出

Eは和菓子屋を営んでいた。妻Fと息子GはEと生計を一にしており、その和菓子屋の仕事に従事していた。Eは青色事業専従者給与に関する届出書を提出し、FとGに青色事業専従者給与を支払っていた。

Eが死亡し、その和菓子屋の事業を息子Gが承継した。

GがEと同様にFに青色事業専従者給与を支払うためには、Gは新たに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を税務署に提出する必要がある。

#### 4 生前の事業承継

次に、法人の事業承継と個人事業主の事業承継との違いがわかる例を考えてみたい。

事業用資産と事業用借入金の同時引継ぎという例である。

相続時なら相続税の課税関係は、事業用資産の評価額を課税価格に算入し、事業用借入金を債務控除するということで整理できる。では、現経営者が生前に事業用借入金の負担付で事業用資産を後継者に贈与したとしたらどうなるだろうか。

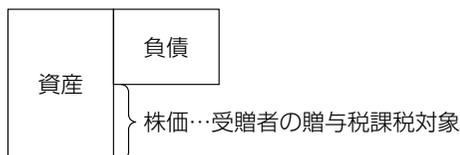
現経営者をH、後継者をIとしよう。

H側では譲渡所得の問題が生じるだろう。事業用借入金の消滅という経済的利益が生じるから、これがH側での譲渡所得の収入金額となる（所法36）。譲渡原価は事業用資産の帳簿価額ということになる。一方I側は、その事業用資産の相続税評価額から負担することとなる事業用借入金の額を控除して贈与税の課税価格を計算することとなる（相基通21の2-4）。

このように、同じ「資産の承継」であっても、法人の場合より複雑な課税関係を考えなければならない（次頁図表3参照）。

【図表3】法人株式の贈与と個人事業者の有する事業用資産の事業用借入金の負担付贈与の違い

○ 法人株式の贈与



○ 個人事業者の有する事業用資産の事業用借入金の負担付贈与



また、生前の事業承継の場合、相続ではないから、事業用の宅地についての特例措置である小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用もない。

まとめ

①では、個人事業者の事業承継を支援する税制を整理したが、既存の小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例のように、相続税の課税価格の減額制度となるのか、事業承継税制のように贈与時・相続時に活用できる納税猶予・免除制度となるのか、現段階ではわからない。

一方、②でみたとおり、同じ「事業承継」というコトバを用いていても、事業主そのものが交代することとなる個人事業者の事業承継と、事業主である会社の代表取締役が交代する法人の事業承継では、税務の取扱いが大きく異なる。

経営者や株主が変わっても同一の法人格を維持する法人と異なり、個人事業者の場合には「事業」が承継されても、その事業から生じる所得の帰属先は全く別の主体（後継者）に移転してしまう。個々の事業用資産・負債の帰属先についても同様だ。

このように、同じ「資産の承継」であっても、法人の場合より複雑な課税関係を考えなければならぬ。

事業承継税制についてはセミナーも数多く開催され、出版物も多い。国税庁のウェブサイトですら「事業承継税制特集」として、充実した情報提供をしているくらいだ。それにひきかえ、個人の事業承継についてはまとまった情報を受け取れる場がなかなか見当たらない。

中小企業庁によれば、中小企業者等に対して専門性の高い経営改善に関する支援事業を行う「認定経営革新等支援機関」（以下、「認定支援機関」という）のうち、7割強を税理士と税理士法人が占めるという。

認定支援機関は、事業承継税制の適用にあたり、特例承継計画に所見を記載したり、報告書に意見を記載したりすることとなっている。

であるなら、少なくとも認定支援機関に認定されている税理士・税理士法人は、事業承継税制を通じて法人の事業承継を支援するのと同様に、「人（経営）の承継」と「資産の承継」が混然一体となった個人事業者の事業承継についても、その支援を行う社会的責任があると考えられる。

本稿が個人事業者の事業承継について留意すべき税務上のポイントを考える一助となれば幸いである。